

入 札 説 明 書

調達件名

- ①新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜小学校 外47校）
- ②新潟市立学校で使用する電力の供給（新津第一小学校 外52校）
- ③新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜中学校 外49校）

新潟市教育委員会学務課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

件名	校数	予定 契約電力 (kW/月)	予定 使用電力量 (kWh/年)
①新潟市立学校で使用する電力の供給 (松浜小学校 外 47校)	48	3,624	6,681,500
②新潟市立学校で使用する電力の供給 (新津第一小学校 外 52校)	53	3,676	6,333,700
③新潟市立学校で使用する電力の供給 (松浜中学校 外 49校)	50	3,655	7,151,800

(2) 供給内容等

別添「電力供給条件仕様書」のとおり

(3) 履行場所

- ①新潟市立松浜小学校 外 47校
- ②新潟市立新津第一小学校 外 52校
- ③新潟市立松浜中学校 外 49校

各学校の所在地は、「電力供給条件仕様書」別紙1のとおり

(4) 契約期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(5) 入札保証金

新潟市契約規則第10条第2項により免除する。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 新潟市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針」の別表に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上であること。
- (4) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表2の10（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。

- (6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第14条第4項の規定に基づき、本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から本入札の開札日までの間に、同法第11条に規定する納付金が未納である旨の公表がなされた者でないこと。
- (7) 本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から本入札の開札日までの間に、新潟市との電力契約における売買代金等の滞納がないこと。
- (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (9) 平成28年10月1日以降に当該業務もしくはこれと同種の業務の実績を2つ以上有するものであること、又は当該業務の履行が可能な者であること。なお、同種の業務の実績とは、契約電力が3,000kW以上の実績のことを指す。
- (10) 事故発生時等に緊急対応可能な体制が整備されていること。

3 スケジュール

項目	日程
公告	平成30年 11月 27日（火）
入札参加資格審査申請書受付 （入札参加資格のない者のみ必要）	平成30年 11月 27日（火）から 12月 11日（火）まで
一般競争入札参加申請書受付	平成30年 11月 27日（火）から 12月 18日（火）まで
質疑書受付	平成30年 11月 27日（火）から 12月 11日（火）まで
質疑書への回答	平成30年 12月 18日（火）まで
一般競争入札参加資格確認結果通知発送	平成30年 12月 25日（火）まで
入札書郵送受付	平成31年 1月 7日（月）から 1月 11日（金）まで
入札・開札	平成31年 1月 15日（火）
電力供給開始	平成31年 4月 1日（月）

4 問い合わせ・書類提出先

郵便番号 951-8550
 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
 新潟市教育委員会学務課経理係
 電話 025-226-3165
 F A X 025-230-0500
 電子メール gakumu@city.niigata.lg.jp

5 入札方法

- (1) 入札にあたっては、総価で入札に付する。
 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、様式6の2「契約単価兼積算内訳書」を用いて消費税及び地方消費税を含んだ単価により見積もった年額合計の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、契約単価兼積算内訳書に示した契約電力に対する基本

料金、予定使用電力量に対する電力量料金（7月から9月を「夏季」、それ以外の月を「その他季」とする）の各単価を設定し、同内訳書を用いて月別電気料金を算出（1円未満切り捨て）し、各月別電気料金を合計した年額合計に、108分の100を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

- (3) 各単価は、契約電力1kW当たり又は使用電力量1kWh当たりの単価で、消費税及び地方消費税を含むものとし、1円未満の端数がある場合は小数点以下第2位までとする。
- (4) 月額の基本料の算出には、標準力率との差により料金の割引及び割増を考慮できるものとする。
- (5) 燃料費調整等は別途行うこととし、入札金額の算定にあたっては、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮に入れないこと。
- (6) 入札金額算出の基になる契約単価兼積算内訳書は、入札書に同封し提出すること。

6 一般競争入札参加申請の提出、結果通知の発送

- (1) 本調達の入札に参加を希望する者は、様式1「一般競争入札参加申請書」、様式2「電力調達契約評価項目等報告書」、様式3「安定供給確約書」、様式4「電力供給実績一覧表」、及び会社概要（設立年月日、資本金、事業内容及び供給電源の所在地、当該電源の出力（kW）、電気の送電方法、その他契約上必要と認められる事項を任意の書式により記載するもの。パンフレット可。）を、平成30年12月18日（火）午後5時（必着）までに上記4の場所に、持参又は書留郵便により提出すること。なお、持参の場合の受付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、平成28年10月1日以降、新潟市立学校における電力供給を行ったことがある者については、様式4「電力供給実績一覧表」の提出を不要とする。
- (2) 一般競争入札参加申請書は、入札を希望する件名ごとに作成すること。なお、参加申請書を複数提出する場合は、添付書類は1部でよいものとする。
- (3) 入札者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (4) 一般競争入札参加資格確認結果通知は、平成30年12月25日（火）までに発送する。
- (5) 一般競争入札参加申請書の提出後に入札参加を辞退する場合は、様式8「入札辞退届」を提出すること。

7 質疑の受付、回答

- (1) 仕様書等について疑義がある場合は、様式5「質疑書」を平成30年11月27日（火）から平成30年12月11日（火）午後5時まで、上記4へファックス又は電子メールにより提出すること。
- (2) 回答は平成30年12月18日（火）までに、提出者及び回答日時点で入札参加申請をした者にファックス又は電子メールで送付するほか、新潟市ホームページで公表する。

8 入札及び開札

(1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 平成31年1月15日（火） 件名① 午後3時30分
件名② 午後3時45分

件名③ 午後4時00分

イ 場所 新潟市役所 本館2階 入札室（新潟市中央区学校町通1番町602番地1）

(2) 郵送による入札書の受領期間及び受領期限

ア 受領期間 平成31年1月7日（月）から平成31年1月11日（金）まで

イ 受領期限 平成31年1月11日（金）午後5時まで必着

ウ 提出先 上記4の場所へ提出すること。

エ 郵送方法 書留郵便に限る。

(3) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書（案）を熟知の上、入札をしなければならない。

(4) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

(5) 入札会場には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。

(7) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書の写し、並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。

(8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札会場を退室することはできない。

(9) 入札参加者又はその代理人は、様式6「入札書」及び様式7「委任状」を使用すること。

(10) 入札参加又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあつては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

イ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、受任者氏名（代理人の氏名）及び押印

ウ 入札金額

エ 履行場所

オ 件名、品質・規格、数量、単価及び金額

(11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。

(12) 入札書と契約単価兼積算内訳書は同じ封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日時、件名、入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。

なお、郵便（書留郵便に限る）により入札する場合については二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書き、入札書等の入った封筒と、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを外封筒に入れること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。

(13) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。

(14) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額の訂正は認めない。

- (15) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (18) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵送による入札を行ったものがある場合において、直ちに再度の入札を行うことができない場合は、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行う。なお、後記9の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (19) 再入札は1回とし、落札者のない場合は施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。なお、再入札にあたっては入札書のみでも可能とし、入札後速やかに再入札の際の入札書の価格と同額の契約単価兼積算内訳書を提出すること。

9 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札。
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札。
- (3) 入札者が2以上の入札(本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。)をした場合におけるその者の全部の入札。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正の行為によった入札。
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札。
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札。
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (9) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効と

された場合においては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

11 契約の停止等

本調達に契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

12 契約保証金

契約保証金は、新潟市契約規則第33条により、契約単価に予定数量を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10以上の金額とし、現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。

ただし、同契約規則第34条の各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

13 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、落札決定の日から10日以内の間に、別添「契約書(案)」に基づき当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期できるものとする。

(2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、まず、落札者が契約書に記名押印し、これを契約担当に送付し、契約担当は当該契約書案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

(3) (2)の場合において契約担当が記名押印したときは、当該契約書の1通を落札者に送付するものとする。

(4) 契約書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(5) 本契約は、入札の際に提出される契約単価兼積算内訳書に記載された単価に基づく単価契約とする。

(6) 契約期間中における年間の実績使用量が予定量に達しない場合でも料金の精算は行わない。

(7) 契約担当が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(8) 落札者は、当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を提出すること。

ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表

イ 当該契約の担当者名、組織図及び連絡先ならびに協議窓口の所在地

14 契約条項

別添「契約書(案)」による。

15 契約の条件

この契約は、平成31年度新潟市一般会計予算が新潟市議会において可決されることを条件とする。

16 入札参加資格審査申請

本調達の公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者で本調達の入札に参加を希望する者は、政府調達(WTO)契約に係る物品入札参加資格審

査申請書を，平成30年12月11日（火）午後5時までに下記へ持参又は郵送（必着とし，書留郵便に限る。）すること。

なお，申請書類は新潟市ホームページから取得することができるほか，新潟市財務部契約課で交付する。

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電 話 025-226-2213

F A X 025-225-3500

ホームページアドレス

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top/03sikaku/wto-nyuusatu-sikaku.html

新潟市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、本市が行う電力の調達に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本方針において、「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第3条 この方針は、本市の全ての機関が、電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況
- (4) 環境マネジメントシステムの導入状況
- (5) 需要家への情報提供

(資格の要件)

第5条 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成28年7月改訂）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす）しており、かつ、前条に定める環境評価項目について、別表「新潟市環境配慮電力調達評価基準（以下「評価基準」という。）」に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上の小売電気事業者が契約資格を有するものとする。

(評価)

第6条 本市が行う電力調達契約を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、別表「評価基準」により算定し、その評価点等及び前条に定める電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況を「電力調達契約評価項目等報告書」（様式1）（以下、「様式1」という。）に記載し、環境部環境政策課へ提出するものとする。

2 環境部環境政策課長は、小売電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。

(判定結果の通知及び公表)

第7条 環境部環境政策課長は、判定の結果について、各小売電気事業者へ通知するとともに、必要に応じて入札担当所属の長又は電力調達契約の担当所属の長へ通知するものとする。

2 環境部環境政策課長は、全ての機関が環境に配慮した電力を調達できるよう、別表「評価基準」を満たす小売電気事業者をインターネット等で公表するものとする。

(電力調達契約の資格の確認)

第8条 入札担当課の長又は電力調達契約の担当課の長は、環境部環境政策課長からの通知又はインターネット等により各小売電気事業者の判定結果を確認するものとする。

(方針改定)

第9条 小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況は毎年変わることから、本方針又は評価基準はおおむね1年に一度、改定することとする。

(判定の有効期間)

第10条 判定結果は、第9条の方針又は評価基準が改定されるまで有効とする。

(契約結果の通知)

第11条 電力調達発注所属長は、電力契約の結果について、契約終了後、「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく電力入札・見積合せ結果通知書」(様式2)を、環境部環境政策課長に通知するものとする。

(実施結果の公表)

第12条 市長は、毎会計年度の終了後、環境配慮電力調達の契約結果の概要を取りまとめ、公表する。

附則

(施行期日)

この方針は、平成26年6月10日から施行する。

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

この方針は、平成29年4月1日から施行する。

この方針は、平成30年4月1日から施行する。

別表

新潟市環境配慮電力調達評価基準

項目	区分	配点
(1) 平成 28 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素 排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 0.450 未満	70
	0.450 以上 0.475 未満	65
	0.475 以上 0.500 未満	60
	0.500 以上 0.525 未満	55
	0.525 以上 0.550 未満	50
	0.550 以上 0.575 未満	45
	0.575 以上 0.600 未満	40
	0.600 以上 0.625 未満	35
	0.625 以上 0.650 未満	30
	0.650 以上 0.675 未満	25
(2) 平成 28 年度の未利用エネルギーの活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
(3) 平成 28 年度の再生可能エネルギーの導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	導入していない	0
(4) 環境マネジメントシステムの導入状況	導入している	10
	一部で導入している	5
	導入していない	0
(5) 需要家への情報提供	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0
合計		115

注 1 平成 28 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（単位：kg-CO₂/kWh）

「平成 28 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。

地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成 28 年度の二酸化炭素排出係数。

注 2 平成 28 年度の未利用エネルギーの活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成 28 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。

平成 28 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を平成 28 年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値
(算定方式)

平成 28 年度の未利用エネルギーの活用状況(%)

$$= \frac{\text{平成 28 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{平成 28 年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。
 - ①工場等の廃熱又は排圧
 - ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
 - ③高炉ガス又は副生ガス
3. 平成 28 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
4. 平成 28 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

注 3 平成 28 年度の再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの
(算定方式)

$$\text{平成 28 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (％)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}}{\text{⑤}} \times 100$$

- ①平成 28 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端 (kWh)）
- ②平成 28 年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く）
- ③グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)（ただし、平成 28 年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

- ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電氣由来クレジットの電力相当量 (kWh) (ただし、平成 28 年度に小売電氣事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
- ⑤平成 28 年度の供給電力量 (需要端(kWh))

1. 再生可能エネルギーとは、FIT 法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電氣を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電氣とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電氣については含まない。)
2. グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度とは、民間で取引されているグリーン電力・熱証書について、証書の CO₂ 排出削減価値を国が認証することにより、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量等として活用できるようにするもの。
3. グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO₂削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家消費電力量 (kWh)。
4. J-クレジット制度とは、省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの活用による CO₂ 等の排出削減量、適切な森林管理による CO₂ 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。
5. 平成 28 年度の再生可能エネルギー電氣の利用量 (①+②+③+④) には他小売電氣事業者への販売分は含まない。
6. 平成 28 年度の供給電力量 (⑤) には他小売電氣事業者への販売分は含まない。

注 4 環境マネジメントシステムの導入

環境マネジメントシステム (EMS) の導入状況で、対象となる EMS は、「ISO14001」、「KES」、「エコアクション 21」、「エコステージ」とする。

注 5 需要家への情報提供

需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化)
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に供給側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

(様式1)

一般競争入札参加申請書

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者(役職・氏名)

印

平成30年11月27日付け新潟市契約公告第34号で入札公告がありました特定調達契約に係る下記の入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札参加申請者に必要とされる資格等を確認するための書類を添えて申請いたします。

なお、入札公告に定める資格を有する者であること、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

項目	摘要
競争入札参加資格者名簿への登録	<input type="checkbox"/> 登録済 業者コード： _____ <input type="checkbox"/> 申請中
件名	
添付書類	(1) 電力調達契約評価項目等報告書(様式2) (2) 安定供給確約書(様式3) (3) 電力供給実績一覧表(様式4) (4) 会社概要
連絡先	部署名
	担当者
	電話
	F A X
	E-mail

注1 本申請書は入札に参加する案件ごとに提出すること。ただし、複数案件分提出する場合、添付書類は1部でよいものとする。

注2 会社概要は、設立年月日、資本金、事業内容及び供給電源の所在地、当該電源の出力(kw)、電気の送電方法、その他契約上必要と認められる事項を任意の書式により作成すること。

注3 平成28年10月1日以降に、新潟市立学校における電力供給を行ったことがある電気事業者については、添付書類(3)電力供給実績一覧表の提出は不要とする。

注4 「競争入札参加資格者名簿への登録」が「申請中」の場合は、「政府調達(WTO)に係る業務委託入札参加資格審査申請受付確認票」の写しを添付すること。

(様式 3 - 1)

安定供給確約書

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者(役職・氏名)

印

私は新潟市契約公告第 3 4 号 (平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日付け) で調達する電力の入札において落札者となった場合には、誠意をもって電力の安定供給に努めることを確約します。

また、事故発生時等緊急の場合に対応するため、あらかじめ当社及び貴市間の通常の連絡網の他に別の緊急連絡網を確保し、新潟市内を接続供給区域とする一般電気事業者 (東北電力株式会社) 及び貴市と速やかに連絡を取り、事態に対応することを確約します。

(様式3-2)

安定供給確約書 (東北電力株式会社用)

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者(役職・氏名)

印

私は新潟市契約公告第34号(平成30年11月27日付け)で調達する電力の入札において落札者となった場合には、誠意をもって電力の安定供給に努めることを確約します。

また、事故発生時等緊急の場合に対応するため、あらかじめ当社及び貴市間の通常の連絡網の他に別の緊急連絡網を確保し、貴市と速やかに連絡を取り、事態に対応することを確約します。

(様式4)

電力供給実績一覧表

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者(役職・氏名)

印

新潟市契約公告第34号(平成30年11月27日付け)で調達する電力の入札において、一般競争入札参加申請書に添付する書類として、下記の実績があることを申告します。

記

契約相手先	契約電力(kW)	契約件名	契約期間

注1 平成28年10月1日以降の実績を記載すること。

注2 契約電力が3,000kW以上の実績を2つ以上記載すること。

注3 自治体の運営する学校等の実績を優先して記載すること。

(様式5)

質 疑 書

平成 年 月 日

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者)

(電話番号)

(FAX番号)

(電子メール)

- 1 契約公告番号 第34号
- 2 調達案件名 新潟市立学校で使用する電力の供給

質 疑 事 項

- 注1 回答は、回答日時点において一般競争入札参加申請した全ての者に、電子メール又はファックスにて回答します。
- 注2 この質疑書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。
- 注3 提出期間を過ぎた場合は受理しません。

(様式6)

入札書

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市長

住所

氏名

印

受任者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札
いたします。

入札金額				百			千				円
履行場所											
件名	品質・規格	数量	単価	金額							
	仕様書のとおり	一式	契約単価兼積算内訳書 のとおり								
摘要	入札書には、契約単価兼積算内訳書（様式6の2）を添付すること。 入札金額は、契約単価兼積算内訳書の入札金額欄と同額とすること。 （入札金額には、消費税及び地方消費税を含まない）										

<記載例>

(様式6)

入札説明書に記載されている入札日を
記入してください

入札書

平成 ○○年 ○○月 ○○日

(あて先) 新潟市長

社判と代表者印の印影は新潟市競争
入札参加資格登録の届出使用印とし
てください

住所 ○○県○○市○○区○○町

○丁目○○番○○号

氏名 △△株式会社

代表取締役 ○○ ○○

社判

代表
者印

委任を受けて入札する場合には、
受任者名を記入し、押印してください

受任者 ○○ ○○

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札
いたします。

入札金額	金 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
履行場所	新潟市立○○学校 外○○校			
件名	品質・規格 仕様書のとおり	数量 一式	単価 契約単価兼積算内訳書 のとおり	金額
①新潟市立学校で使用する 電力の供給 (○○学校 外○○校)				
入札する各件名を記入してください				
摘要	入札書には、契約単価兼積算内訳書(様式6の2)を添付すること。 入札金額は、契約単価兼積算内訳書の入札金額欄と同額とすること。 (入札金額には、消費税及び地方消費税を含まない)			

入札する件名ごとに記入して
ください

(様式6の2)

契約単価兼積算内訳書

件名: ①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外47校)

会社名:

・契約単価
(税込)

基本料金単価(円)		
夏季電力量料金単価(円)		7月~9月の各月
その他季電力量料金単価(円)		夏季以外の各月

・積算内訳書

区分 期間(月)	基本料金 (円/kW)				電力量料金 (円/kWh)			月別電気料金 (円)	
	契約単価 (円/kW・月)	契約電力 (kW)	力率 (100%)	小計 (円)	契約単価 (円)	予定使用電力量 (kW)	小計 (円)		
	A	B	C	D =A×B×((185-C)/100)	E	F	G=E×F		H=D+G
平成31年 4月		3,624	100%	0.00		458,700	0.00	0	
平成31年 5月		3,624	100%	0.00		460,800	0.00	0	
平成31年 6月		3,624	100%	0.00		600,600	0.00	0	
平成31年 7月		3,624	100%	0.00		782,300	0.00	0	
平成31年 8月		3,624	100%	0.00		419,500	0.00	0	
平成31年 9月		3,624	100%	0.00		600,700	0.00	0	
平成31年 10月		3,624	100%	0.00		520,200	0.00	0	
平成31年 11月		3,624	100%	0.00		565,900	0.00	0	
平成31年 12月		3,624	100%	0.00		572,100	0.00	0	
平成32年 1月		3,624	100%	0.00		574,800	0.00	0	
平成32年 2月		3,624	100%	0.00		598,400	0.00	0	
平成32年 3月		3,624	100%	0.00		527,500	0.00	0	
合計	-	-	-	-	-	6,681,500	年額合計	0	
								入札金額 (年額合計×100/108)	0

※1 力率割引・割増計算は、力率を100%として積算する。

※2 各単価は消費税を含む内税単価で、1円未満の端数がある場合は小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てるものとする。

※3 各月毎の月額計算結果によって生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

※4 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については含まないものとする。

※5 入札金額は、年額合計を100/108(1円未満切り捨て)とした金額とする。

(様式6の2)

契約単価兼積算内訳書

件名: ②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外52校)

会社名: _____

・契約単価
(税込)

基本料金単価(円)		7月～9月の各月 夏季以外の各月
夏季電力量料金単価(円)		
その他季電力量料金単価(円)		

・積算内訳書

区分 期間(月)	基本料金 (円/kW)				電力量料金 (円/kWh)			月別電気料金 (円)
	契約単価 (円/kW・月)	契約電力 (kW)	力率 (100%)	小計 (円)	契約単価 (円)	予定使用電力量 (kW)	小計 (円)	
	A	B	C	D =A×B×((185-C)/100)	E	F	G=E×F	
平成31年 4月		3,676	100%	0.00		435,200	0.00	0
平成31年 5月		3,676	100%	0.00		426,000	0.00	0
平成31年 6月		3,676	100%	0.00		575,200	0.00	0
平成31年 7月		3,676	100%	0.00		766,600	0.00	0
平成31年 8月		3,676	100%	0.00		432,100	0.00	0
平成31年 9月		3,676	100%	0.00		560,000	0.00	0
平成31年 10月		3,676	100%	0.00		497,500	0.00	0
平成31年 11月		3,676	100%	0.00		528,800	0.00	0
平成31年 12月		3,676	100%	0.00		537,800	0.00	0
平成32年 1月		3,676	100%	0.00		542,100	0.00	0
平成32年 2月		3,676	100%	0.00		540,100	0.00	0
平成32年 3月		3,676	100%	0.00		492,300	0.00	0
合計	-	-	-	-	-	6,333,700	年額合計	0
入札金額 (年額合計×100/108)								0

- ※1 力率割引・割増計算は、力率を100%として積算する。
- ※2 各単価は消費税を含む内税単価で、1円未満の端数がある場合は小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てるものとする。
- ※3 各月毎の月額計算結果によって生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- ※4 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については含まないものとする。
- ※5 入札金額は、年額合計を100/108(1円未満切り捨て)とした金額とする。

(様式6の2)

契約単価兼積算内訳書

件名: ③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外49校)

会社名:

・契約単価
(税込)

基本料金単価(円)		
夏季電力量料金単価(円)		7月~9月の各月
その他季電力量料金単価(円)		夏季以外の各月

・積算内訳書

区分 期間(月)	基本料金 (円/kW)				電力量料金 (円/kWh)			月別電気料金 (円)	
	契約単価 (円/kW・月)	契約電力 (kW)	力率 (100%)	小計 (円)	契約単価 (円)	予定使用電力量 (kW)	小計 (円)		
	A	B	C	D =A×B×((185-C)/100)	E	F	G=E×F		
平成31年 4月		3,655	100%	0.00		543,500	0.00	0	
平成31年 5月		3,655	100%	0.00		535,300	0.00	0	
平成31年 6月		3,655	100%	0.00		590,200	0.00	0	
平成31年 7月		3,655	100%	0.00		716,200	0.00	0	
平成31年 8月		3,655	100%	0.00		519,500	0.00	0	
平成31年 9月		3,655	100%	0.00		553,100	0.00	0	
平成31年 10月		3,655	100%	0.00		596,800	0.00	0	
平成31年 11月		3,655	100%	0.00		610,000	0.00	0	
平成31年 12月		3,655	100%	0.00		666,900	0.00	0	
平成32年 1月		3,655	100%	0.00		636,400	0.00	0	
平成32年 2月		3,655	100%	0.00		620,800	0.00	0	
平成32年 3月		3,655	100%	0.00		563,100	0.00	0	
合計	-	-	-	-	-	7,151,800	年額合計	0	
								入札金額 (年額合計×100/108)	0

※1 力率割引・割増計算は、力率を100%として積算する。

※2 各単価は消費税を含む内税単価で、1円未満の端数がある場合は小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てるものとする。

※3 各月毎の月額計算結果によって生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

※4 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については含まないものとする。

※5 入札金額は、年額合計を100/108(1円未満切り捨て)とした金額とする。

(様式7)

委任状

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市長

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所

氏名 印

受任者 氏名 印

記

件名

※委任状は、委任する件名ごとに作成してください。

(様式8)

入札辞退届

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市長

所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

下記の案件について応募しましたが、辞退いたします。
なお、本案件の入札に以降参加できないこと、提出書類の返却は行わないことについて、
異議申立てを行わないことを誓約いたします。

記

1. 件 名

2. 契約公告番号 第34号

3. 辞退理由

電力供給条件仕様書

1 概要

- (1) 件名 ①新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜小学校 外 47 校）
②新潟市立学校で使用する電力の供給（新津第一小学校 外 52 校）
③新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜中学校 外 49 校）
- (2) 供給場所 別紙 1 のとおり
- (3) 業種及び用途 学校

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 6,000 ボルト
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000 ボルト
 - エ 標準周波数 50 ヘルツ
 - オ 受電方式 1 回線受電
- (2) 契約電力及び予定使用電力量等
 - ア 予定契約電力 別紙 3 のとおり
ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう）
 - イ 予定使用電力量（平成 31 年 4 月～平成 32 年 3 月） 別紙 3 のとおり
 - ウ 最大需要電力実績（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月） 別紙 2 のとおり
 - エ 使用電力量実績（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月） 別紙 2 のとおり
- (3) 契約期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
- (4) 電力量等の検針
 - ア 自動検針装置 自動検針装置の有無については調査の上、設置が必要な場合は供給者の負担において設置する。
 - イ 電力会社の検針方法 検針員による検針又は電力需給用複合計器による把握
- (5) 受給地点 別紙 1 のとおり（現受給契約電気事業者との契約に準じる）
- (6) 電気工作物の財産分界点 受給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点 受給地点に同じ

3 料金の算定等

- (1) 力率は、契約期間中 100 パーセントを保持する予定。
- (2) 各月の料金の算定方法について、基本料金の力率割引又は割増は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件と同様とする。また、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金も、当該地域を管轄する一般電気事業者が適用する条件と同様とする。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は 100 パーセントとし、燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力および最大需要電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は 1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (4) 各学校の使用電力量の計量など料金の算定上必要な計量器、その付属装置等及び既設設備の改造工事等が必要な場合の費用は、すべて供給者の負担で取り付けること。また、計量器等の稼働により生じる電気料金についても供給者の負担とする。
- (5) 毎月の料金の請求については次のとおりとする。
 - ア 件名①は、「松浜小学校外 46 校分」、「西特別支援学校分」と校種別に集約して教育委員会学務課に行うこと。
 - イ 件名②は、小学校分は「新津第一小学校外 49 校分」と集約して教育委員会学務課に行い、高等学校及び中等教育学校分は、直接各学校事務局へ行うこと。
 - ウ 件名③は、「松浜中学校外 49 校分」と集約して教育委員会学務課に行うこと。
- (6) 請求の際には、請求書のほかに、学校ごとの内訳書（電力種別、使用電力量、最大電力、力率、契約電力、料金単価、料金等）をひとつの電子データにして添付すること。
なお、電子データの形式は、エクセルか CSV 形式のファイルとし、別紙 1 の順に各校ごとのデータを並べたものとする。その他の詳細は必要により協議する。
- (7) 料金の算定にあたっては、学校ごとに税込金額で算出を行い、その総合計を請求金額とすること。
- (8) 「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針」第 4 条(5)「需要家への情報提供」で、「取り組んでいる」と報告できること。各学校が自校の使用電力量の推移等を、リアルタイムに Web 上で確認できるなどの情報提供サービスがあること。
- (9) 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を速やかに各学校に通知すること。ただし、上記(8)で確認できる場合は省略も可とする。
- (10) 季節条件等の変動により年間の実績が予定使用電力量を上回る場合にも、同一の単価を適用する。また、予定使用電力量に達しない場合でも、料金の精算は行わない。
- (11) 毎月の契約代金や遅延利息の具体的な取り扱いといった細目的事項について、別途協定書を締結できるものとする。

4 その他

- (1) 工事が必要な場合や事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。

【別紙1】 ①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外47校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
1	松浜小学校	新潟市北区松浜3丁目19番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
2	南浜小学校	新潟市北区島見町2078番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
3	太夫浜小学校	新潟市北区太夫浜2045番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
4	濁川小学校	新潟市北区濁川284番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
5	葛塚小学校	新潟市北区川西3丁目9番24号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
6	葛塚東小学校	新潟市北区朝日町4丁目1番2号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
7	木崎小学校	新潟市北区木崎2973番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
8	笹山小学校	新潟市北区笹山1457番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
9	早通南小学校	新潟市北区須戸1丁目1番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
10	岡方第一小学校	新潟市北区長戸呂985番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
11	岡方第二小学校	新潟市北区森下1223番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
12	豊栄南小学校	新潟市北区長場2621番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
13	山の下小学校	新潟市東区山の下の町8番55号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
14	大形小学校	新潟市東区大形本町2丁目6番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
15	中野山小学校	新潟市東区中野山1丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
16	木戸小学校	新潟市東区中山4丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
17	東山の下小学校	新潟市東区藤見町1丁目23番57号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
18	桃山小学校	新潟市東区桃山町2丁目204番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
19	下山小学校	新潟市東区太平2丁目18番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
20	東中野山小学校	新潟市東区猿ヶ馬場9番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
21	竹尾小学校	新潟市東区竹尾2丁目18番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
22	南中野山小学校	新潟市東区中野山863番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
23	浜浦小学校	新潟市中央区浜浦町1丁目1番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
24	関屋小学校	新潟市中央区関屋下川原町2丁目664番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
25	鏡淵小学校	新潟市中央区白山浦1丁目207番地の3	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙1】 ①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外47校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
26	白山小学校	新潟市中央区川端町1丁目1番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
27	新潟小学校	新潟市中央区東大通1番町679番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
28	日和山小学校	新潟市中央区栄町3丁目5930番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
29	万代長嶺小学校	新潟市中央区東万代町4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
30	沼垂小学校	新潟市中央区鏡が岡5番5号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
31	山潟小学校	新潟市中央区弁天橋通3丁目3番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
32	上所小学校	新潟市中央区近江3丁目2番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
33	鳥屋野小学校	新潟市中央区美咲町2丁目4番7号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
34	笹口小学校	新潟市中央区笹口2番47号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
35	女池小学校	新潟市中央区女池6丁目4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
36	有明台小学校	新潟市中央区有明台4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
37	南万代小学校	新潟市中央区幸西4丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
38	上山小学校	新潟市中央区女池上山1丁目1番28号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
39	紫竹山小学校	新潟市中央区紫竹山1丁目12番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
40	丸山小学校	新潟市江南区丸山300番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
41	大淵小学校	新潟市江南区大淵1760番地の1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
42	両川小学校	新潟市江南区酒屋町687番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
43	東曽野木小学校	新潟市江南区鐘木214番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
44	亀田小学校	新潟市江南区亀田新明町1丁目1番46号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
45	早通小学校	新潟市江南区早通5丁目7番2号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
46	亀田東小学校	新潟市江南区亀田水道町3丁目2番45号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
47	亀田西小学校	新潟市江南区亀田四ツ興野4丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
48	西特別支援学校	新潟市西蒲区堀山新田88番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙1】②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外52校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
1	新津第一小学校	新潟市秋葉区新津本町4丁目4番3号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
2	新津第二小学校	新潟市秋葉区新町2丁目3番3号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
3	新津第三小学校	新潟市秋葉区山谷町3丁目4785番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
4	結小学校	新潟市秋葉区結132番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
5	荻川小学校	新潟市秋葉区車場922番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
6	小合東小学校	新潟市秋葉区小戸上組234番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
7	金津小学校	新潟市秋葉区古津88番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
8	阿賀小学校	新潟市秋葉区新津東町2丁目1325番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
9	新関小学校	新潟市秋葉区下新766番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
10	小須戸小学校	新潟市秋葉区横川浜541番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
11	矢代田小学校	新潟市秋葉区矢代田5596番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
12	新飯田小学校	新潟市南区新飯田1791番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
13	茨曽根小学校	新潟市南区茨曽根1432番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
14	庄瀬小学校	新潟市南区菱潟新田193番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
15	小林小学校	新潟市南区浦梨215番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
16	白根小学校	新潟市南区白根1407番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
17	臼井小学校	新潟市南区臼井4483番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
18	大鷲小学校	新潟市南区東笠巻1202番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
19	根岸小学校	新潟市南区山崎興野2288番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
20	月潟小学校	新潟市南区月潟1410番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
21	小針小学校	新潟市西区小針2丁目36番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
22	新通小学校	新潟市西区坂井東6丁目18番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
23	木山小学校	新潟市西区谷内1886番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
24	赤塚小学校	新潟市西区赤塚4478番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
25	小瀬小学校	新潟市西区小瀬637番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙1】②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外52校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
26	笠木小学校	新潟市西区笠木1695番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
27	青山小学校	新潟市西区西有明町4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
28	真砂小学校	新潟市西区真砂3丁目24番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
29	五十嵐小学校	新潟市西区寺尾西4丁目23番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
30	坂井輪小学校	新潟市西区坂井東1丁目2番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
31	坂井東小学校	新潟市西区坂井東5丁目17番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
32	西内野小学校	新潟市西区内野上新町308番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
33	東青山小学校	新潟市西区青山261番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
34	大野小学校	新潟市西区大野町3140番地乙	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
35	黒崎南小学校	新潟市西区木場911番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
36	山田小学校	新潟市西区山田2781番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
37	立仏小学校	新潟市西区立仏950番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
38	岩室小学校	新潟市西蒲区西長島510番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
39	和納小学校	新潟市西蒲区和納1212番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
40	曾根小学校	新潟市西蒲区曾根750番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
41	鎧郷小学校	新潟市西蒲区天竺堂412番地4	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
42	升潟小学校	新潟市西蒲区升潟2179番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
43	潟東小学校	新潟市西蒲区今井1031番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
44	中之口東小学校	新潟市西蒲区小吉1100番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
45	中之口西小学校	新潟市西蒲区打越甲244番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
46	越前小学校	新潟市西蒲区越前浜4670番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
47	松野尾小学校	新潟市西蒲区松野尾690番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
48	巻南小学校	新潟市西蒲区堀山新田1301番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
49	漆山小学校	新潟市西蒲区馬堀4515番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
50	巻北小学校	新潟市西蒲区竹野町163番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙1】 ②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外52校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
51	万代高等学校	新潟市中央区沼垂東6丁目8番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
52	明鏡高等学校	新潟市中央区沼垂東6丁目11番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
53	高志中等教育学校	新潟市中央区高志1丁目15番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙1】 ③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外49校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
1	松浜中学校	新潟市北区松浜5丁目12番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
2	南浜中学校	新潟市北区島見町3965番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
3	濁川中学校	新潟市北区新崎5437番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
4	葛塚中学校	新潟市北区太田乙433番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
5	木崎中学校	新潟市北区木崎3291番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
6	岡方中学校	新潟市北区太子堂104番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
7	早通中学校	新潟市北区早通396番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
8	光晴中学校	新潟市北区上土地亀4981番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
9	東新潟中学校	新潟市東区山木戸1丁目2番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
10	山の下中学校	新潟市東区秋葉通2丁目3722番地の7	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
11	大形中学校	新潟市東区海老ヶ瀬122番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
12	石山中学校	新潟市東区東明6丁目2番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
13	藤見中学校	新潟市東区小金町3丁目5番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
14	下山中学校	新潟市東区下山1丁目120番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
15	関屋中学校	新潟市中央区浜浦町2丁目1番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
16	鳥屋野中学校	新潟市中央区女池4丁目31番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
17	白新中学校	新潟市中央区川岸町2丁目4番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
18	寄居中学校	新潟市中央区営所通2番町592番地の12	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
19	新潟柳都中学校	新潟市中央区栄町3丁目4213番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
20	宮浦中学校	新潟市中央区万代5丁目6番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
21	上山中学校	新潟市中央区女池上山5丁目1番13号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
22	山潟中学校	新潟市中央区山ニツ1番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
23	大江山中学校	新潟市江南区西山491番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
24	曾野木中学校	新潟市江南区曾川甲387番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
25	両川中学校	新潟市江南区酒屋町702番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
26	横越中学校	新潟市江南区横越中央3丁目4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
27	亀田西中学校	新潟市江南区早苗3丁目1番8号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙1】 ③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外49校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
28	新津第一中学校	新潟市秋葉区新栄町4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
29	新津第二中学校	新潟市秋葉区荻島1丁目15番17号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
30	新津第五中学校	新潟市秋葉区新津東町2丁目7番29号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
31	金津中学校	新潟市秋葉区割町10番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
32	小須戸中学校	新潟市秋葉区横川浜526番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
33	白南中学校	新潟市南区茨曾根7619番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
34	白根第一中学校	新潟市南区白根407番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
35	臼井中学校	新潟市南区臼井1425番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
36	白根北中学校	新潟市南区鷺ノ木新田4814番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
37	味方中学校	新潟市南区味方1199番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
38	坂井輪中学校	新潟市西区寺尾上3丁目1番36号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
39	内野中学校	新潟市西区内野西1丁目10番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
40	赤塚中学校	新潟市西区赤塚5590番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
41	中野小屋中学校	新潟市西区中野小屋932番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
42	小針中学校	新潟市西区小針1丁目37番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
43	五十嵐中学校	新潟市西区上新栄町5丁目3番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
44	小新中学校	新潟市西区小新西3丁目18番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
45	黒崎中学校	新潟市西区大野町2540番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
46	岩室中学校	新潟市西蒲区西中1421番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
47	西川中学校	新潟市西蒲区曾根1828番地3	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
48	中之口中学校	新潟市西蒲区中之口660番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
49	巻東中学校	新潟市西蒲区潟頭1493番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
50	巻西中学校	新潟市西蒲区仁箇42番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙2】 ①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外47校) 使用電力量および最大需要電力の実績値(平成29年4月～平成30年3月)

番号	施設名	平成29年度実績	平成29年	平成29年	平成29年	平成29年	平成29年	平成29年	平成29年	平成29年	平成29年	平成29年	平成29年	平成29年	平成30年	平成30年	平成30年	合計 最大
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
43	東曾野木小学校	使用電力量(kWh)	8,341	8,102	11,164	12,484	5,972	8,875	9,505	10,493	10,160	10,689	10,239	9,719	115,743			
		最大需要電力(kW)	49	42	56	60	36	57	63	72	55	62	53	54	72			
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—			
44	亀田小学校	使用電力量(kWh)	6,616	6,927	8,613	11,672	8,340	5,951	6,322	7,988	9,875	6,294	8,968	7,697	95,263			
		最大需要電力(kW)	42	45	39	47	50	34	32	37	52	43	41	41	52			
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—			
45	早通小学校	使用電力量(kWh)	7,430	7,114	7,451	8,341	5,861	7,260	8,142	8,425	9,257	9,777	9,694	8,620	97,372			
		最大需要電力(kW)	40	35	35	52	40	42	41	57	61	66	67	56	67			
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—			
46	亀田東小学校	使用電力量(kWh)	9,403	9,180	12,479	12,729	6,429	9,591	11,666	13,247	14,494	15,938	14,328	11,633	141,117			
		最大需要電力(kW)	78	64	75	72	63	81	82	90	95	103	87	85	103			
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—			
47	亀田西小学校	使用電力量(kWh)	11,013	10,849	12,031	12,215	8,818	11,243	12,743	13,609	14,184	13,786	14,424	13,363	148,278			
		最大需要電力(kW)	57	53	58	74	62	61	65	76	80	83	81	72	83			
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—			
48	西特別支援学校	使用電力量(kWh)	9,609	9,925	10,287	10,874	7,549	10,368	11,239	11,843	12,905	15,929	14,102	11,777	136,407			
		最大需要電力(kW)	47	46	47	53	35	53	54	61	75	79	71	64	79			
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—			

※1: 上記表のうち次の学校は、平成29年4月1日に電力供給者が新電力から東北電力に切り替わったが、東北電力の検針日の都合により、平成29年4月分の電力使用量が1カ月分以下のものであったため、参考として平成30年4月分の実績を掲載します。

番号	施設名	平成30年	
			4月
21	竹尾小学校	使用電力量(kWh)	7,584
		最大需要電力(kW)	45
		力率(%)	100
28	日和山小学校	使用電力量(kWh)	9,573
		最大需要電力(kW)	47
		力率(%)	100

【別紙2】 ②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外52校) 使用電力量および最大需要電力の実績値(平成29年4月～平成30年3月)

番号	施設名	平成29年度実績	平成29年	平成29年	平成29年	平成29年	平成29年	平成29年	平成29年	平成29年	平成29年	平成29年	平成29年	平成29年	平成30年	平成30年	平成30年	合計 最大
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
43	潟東小学校	使用電力量(kWh)	5,770	5,680	6,121	9,628	4,021	5,939	6,845	7,814	7,382	7,221	7,344	6,909	80,674			
		最大需要電力(kW)	36	33	35	47	29	39	45	46	50	48	47	45	50			
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—			
44	中之口東小学校	使用電力量(kWh)	3,867	4,103	4,676	5,683	4,452	4,532	4,999	4,776	4,948	5,031	5,093	4,503	56,663			
		最大需要電力(kW)	19	20	22	26	23	21	27	23	25	25	27	26	27			
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—			
45	中之口西小学校	使用電力量(kWh)	5,428	5,686	8,488	10,475	5,020	6,077	6,021	6,225	5,841	5,896	6,071	5,771	76,999			
		最大需要電力(kW)	35	34	44	56	30	37	38	40	38	39	37	36	56			
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—			
46	越前小学校	使用電力量(kWh)	4,989	5,203	7,540	10,919	6,899	5,413	5,521	5,262	5,642	5,475	5,359	4,971	73,193			
		最大需要電力(kW)	25	23	30	39	34	26	31	27	29	29	33	33	39			
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—			
47	松野尾小学校	使用電力量(kWh)	4,694	4,538	9,241	9,858	4,010	4,556	5,106	5,405	5,486	5,204	5,621	5,415	69,134			
		最大需要電力(kW)	25	22	30	37	20	25	24	27	28	26	29	31	37			
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—			
48	巻南小学校	使用電力量(kWh)	9,756	9,224	14,106	12,104	5,980	9,643	10,601	10,798	12,171	11,443	11,742	11,003	128,571			
		最大需要電力(kW)	51	44	52	51	26	52	53	54	62	63	56	57	63			
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—			
49	漆山小学校	使用電力量(kWh)	4,682	4,871	7,208	11,248	5,974	5,325	5,564	5,607	5,414	5,379	5,466	5,289	72,027			
		最大需要電力(kW)	23	25	31	47	26	32	29	28	29	29	27	29	47			
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—			
50	巻北小学校	使用電力量(kWh)	8,371	8,724	8,962	9,779	7,052	8,988	9,491	11,527	12,038	11,451	12,070	10,289	118,742			
		最大需要電力(kW)	52	41	42	57	51	48	49	63	65	65	61	64	65			
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—			
51	万代高等学校	使用電力量(kWh)	22,855	21,528	22,595	30,376	25,111	26,906	25,816	27,679	28,990	27,055	23,634	22,184	304,729			
		最大需要電力(kW)	109	105	102	162	154	130	131	142	145	120	133	113	162			
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—			
52	明鏡高等学校	使用電力量(kWh)	19,390	19,641	20,634	22,536	15,580	20,197	21,662	22,297	22,743	25,308	22,677	15,685	248,350			
		最大需要電力(kW)	95	84	128	112	97	110	143	108	108	122	114	92	143			
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—			
53	高志中等教育学校	使用電力量(kWh)	20,317	18,837	19,708	20,667	16,942	20,609	22,896	24,170	22,011	24,767	23,164	23,327	257,415			
		最大需要電力(kW)	97	92	92	95	97	100	118	113	114	118	118	122	122			
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—			

※1: 上記表のうち次の学校は、平成29年4月1日に電力供給者が新電力から東北電力に切り替わったが、東北電力の検針日の都合により、平成29年4月分の電力使用量が1カ月分以下のものであったため、参考として平成30年4月分の実績を掲載します。

番号	施設名	平成30年	
		4月	
42	升潟小学校	使用電力量(kWh)	3,257
		最大需要電力(kW)	25
		力率(%)	100

【別紙3】 ①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外47校)

予定契約電力および予定使用電力量

番号	施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
			※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
			平成31年 4月	平成31年 5月	平成31年 6月	平成31年 7月	平成31年 8月	平成31年 9月	平成31年 10月	平成31年 11月	平成31年 12月	平成32年 1月	平成32年 2月	平成32年 3月			
1	松浜小学校	136	14,700	12,400	13,400	21,400	9,300	14,400	14,600	17,600	20,400	22,200	22,700	17,400	200,500	45,100	155,400
2	南浜小学校	39	5,700	5,300	7,300	7,900	3,600	5,600	6,200	6,500	6,600	6,600	6,600	5,800	73,700	17,100	56,600
3	太夫浜小学校	45	5,900	6,200	8,600	9,400	5,600	6,800	7,400	7,100	7,000	7,200	7,200	6,500	84,900	21,800	63,100
4	濁川小学校	59	9,300	8,700	11,600	13,300	6,300	8,200	8,500	9,700	10,200	10,700	10,800	10,300	117,600	27,800	89,800
5	葛塚小学校	94	10,500	11,400	14,600	13,900	6,900	11,500	13,000	13,500	13,000	13,000	13,200	11,700	146,200	32,300	113,900
6	葛塚東小学校	78	10,100	10,200	13,500	25,700	13,800	19,600	11,700	12,400	12,800	12,400	12,700	12,100	167,000	59,100	107,900
7	木崎小学校	71	8,000	8,700	11,400	11,600	5,300	9,000	9,900	10,200	9,500	9,600	10,000	8,800	112,000	25,900	86,100
8	笹山小学校	39	5,000	4,600	5,800	7,900	4,100	4,500	4,800	4,800	5,200	4,900	5,000	5,000	61,600	16,500	45,100
9	早通南小学校	119	14,700	15,100	19,100	33,600	17,700	28,600	16,900	18,400	18,200	19,700	20,200	17,300	239,500	79,900	159,600
10	岡方第一小学校	41	6,700	6,800	8,700	8,900	5,700	6,500	7,300	7,300	7,000	6,900	6,900	6,700	85,400	21,100	64,300
11	岡方第二小学校	37	5,000	4,800	6,000	7,100	5,000	5,200	5,600	5,600	5,600	5,400	5,300	5,300	65,900	17,300	48,600
12	豊栄南小学校	37	4,100	3,800	4,300	7,200	4,000	3,900	4,500	5,000	4,600	4,700	4,300	4,400	54,800	15,100	39,700
13	山の下小学校	46	6,800	6,200	9,200	10,900	6,900	6,700	7,600	7,900	8,200	8,500	8,200	8,200	95,300	24,500	70,800
14	大形小学校	121	12,600	13,000	17,000	34,500	17,300	25,000	14,800	16,200	15,500	15,400	15,200	14,100	210,600	76,800	133,800
15	中野山小学校	58	7,600	8,000	10,300	12,200	5,600	8,700	9,300	10,000	9,400	9,100	9,400	8,700	108,300	26,500	81,800
16	木戸小学校	76	12,600	11,600	13,200	16,400	13,100	10,000	12,300	14,300	15,700	12,900	18,000	15,100	165,200	39,500	125,700
17	東山の下小学校	126	17,700	17,700	23,800	41,400	20,800	34,400	20,100	20,800	20,200	20,200	21,100	18,100	276,300	96,600	179,700
18	桃山小学校	95	10,200	10,800	16,400	13,400	6,500	11,000	12,200	12,200	12,700	12,600	12,900	10,800	141,700	30,900	110,800
19	下山小学校	118	12,500	11,700	16,400	29,800	10,300	22,500	14,100	16,000	17,200	18,400	18,900	14,400	202,200	62,600	139,600
20	東中野山小学校	101	12,400	12,700	17,800	18,000	8,000	13,800	15,000	16,600	16,700	16,800	17,800	15,100	180,700	39,800	140,900
21	竹尾小学校	54	7,500	8,300	9,300	13,300	11,400	5,500	7,100	7,600	9,200	8,100	11,000	9,600	107,900	30,200	77,700
22	南中野山小学校	73	13,400	14,300	19,500	16,900	10,000	13,500	15,100	15,800	15,200	15,500	15,300	14,900	179,400	40,400	139,000
23	浜浦小学校	70	9,600	9,300	13,400	12,500	5,400	9,600	10,400	11,600	10,800	10,900	11,200	9,600	124,300	27,500	96,800
24	関屋小学校	53	6,000	5,900	8,700	10,600	7,500	6,100	6,800	7,400	7,300	7,000	7,700	6,500	87,500	24,200	63,300
25	鏡淵小学校	59	7,000	7,400	10,400	11,500	7,100	8,000	8,100	9,100	8,900	9,200	9,400	8,400	104,500	26,600	77,900
26	白山小学校	59	6,700	6,500	10,800	11,600	5,200	7,200	7,400	9,000	8,000	8,300	8,600	8,100	97,400	24,000	73,400
27	新潟小学校	85	11,500	11,700	13,300	22,000	14,200	23,800	13,100	18,200	17,700	17,400	19,500	18,100	200,500	60,000	140,500
28	日和山小学校	70	9,500	9,300	13,500	13,800	7,800	10,100	10,200	12,000	13,500	10,000	15,000	14,000	138,700	31,700	107,000
29	万代長嶺小学校	94	15,500	15,100	18,500	20,200	14,000	16,300	17,600	18,600	18,900	19,500	19,600	18,400	212,200	50,500	161,700

【別紙3】 ①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外47校)

予定契約電力および予定使用電力量

番号	施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
			※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
			平成31年 4月	平成31年 5月	平成31年 6月	平成31年 7月	平成31年 8月	平成31年 9月	平成31年 10月	平成31年 11月	平成31年 12月	平成32年 1月	平成32年 2月	平成32年 3月			
30	沼垂小学校	91	9,700	10,900	15,000	14,300	5,900	12,300	12,600	13,100	12,700	13,300	13,500	10,600	143,900	32,500	111,400
31	山潟小学校	57	8,700	9,200	12,100	11,800	4,400	9,500	9,900	10,400	10,000	10,300	10,800	9,300	116,400	25,700	90,700
32	上所小学校	95	14,200	14,100	17,700	32,900	18,500	26,300	15,200	16,500	16,200	16,300	16,700	14,900	219,500	77,700	141,800
33	鳥屋野小学校	103	12,100	12,900	17,500	31,000	13,600	27,000	15,800	16,800	16,200	16,000	16,300	13,700	208,900	71,600	137,300
34	笹口小学校	78	10,100	9,700	12,800	11,800	6,400	10,100	11,500	12,400	12,500	12,700	12,800	11,300	134,100	28,300	105,800
35	女池小学校	102	12,300	13,100	16,500	15,400	6,600	13,500	14,700	14,900	13,600	14,700	15,400	13,600	164,300	35,500	128,800
36	有明台小学校	59	6,400	6,600	9,100	10,800	5,300	6,600	7,400	8,100	8,200	8,300	8,200	7,800	92,800	22,700	70,100
37	南万代小学校	96	13,300	13,000	15,500	16,300	10,100	13,900	14,700	15,700	17,000	17,500	17,500	15,000	179,500	40,300	139,200
38	上山小学校	92	11,800	12,000	15,900	26,500	11,600	23,800	13,500	14,900	14,700	15,100	15,700	13,500	189,000	61,900	127,100
39	紫竹山小学校	77	8,900	9,300	12,200	12,700	5,400	9,600	10,400	10,900	10,400	10,300	10,600	9,000	119,700	27,700	92,000
40	丸山小学校	57	6,900	7,300	10,300	11,600	5,800	8,200	8,300	9,000	8,600	8,800	9,300	7,900	102,000	25,600	76,400
41	大淵小学校	54	6,800	7,000	9,600	10,800	6,600	7,200	8,100	8,700	8,500	8,300	8,600	7,700	97,900	24,600	73,300
42	両川小学校	49	6,400	6,300	8,900	10,900	5,600	6,500	7,100	7,800	7,800	8,100	7,800	7,300	90,500	23,000	67,500
43	東曾野木小学校	72	8,300	8,100	11,100	12,400	5,900	8,800	9,500	10,400	10,100	10,600	10,200	9,700	115,100	27,100	88,000
44	亀田小学校	52	6,600	6,900	8,600	11,600	8,300	5,900	6,300	7,900	9,800	6,200	8,900	7,600	94,600	25,800	68,800
45	早通小学校	67	7,400	7,100	7,400	8,300	5,800	7,200	8,100	8,400	9,200	9,700	9,600	8,600	96,800	21,300	75,500
46	亀田東小学校	103	9,400	9,100	12,400	23,200	11,700	17,500	11,600	13,200	14,400	15,900	14,300	11,600	164,300	52,400	111,900
47	亀田西小学校	88	11,000	10,800	12,000	22,300	16,100	20,500	12,700	13,600	14,100	13,700	14,400	13,300	174,500	58,900	115,600
48	西特別支援学校	79	9,600	9,900	10,200	10,800	7,500	10,300	11,200	11,800	12,900	15,900	14,100	11,700	135,900	28,600	107,300
合計		3,624	458,700	460,800	600,600	782,300	419,500	600,700	520,200	565,900	572,100	574,800	598,400	527,500	6,681,500	1,802,500	4,879,000

※1: 上記表のうち10校程度の学校では、平成31年度中に空調工事を行う予定があるため、予定契約電力及び予定使用電力量が大幅に増える可能性があります。

【別紙3】 ②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外52校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号	施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
			※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
			平成31年 4月	平成31年 5月	平成31年 6月	平成31年 7月	平成31年 8月	平成31年 9月	平成31年 10月	平成31年 11月	平成31年 12月	平成32年 1月	平成32年 2月	平成32年 3月			
1	新津第一小学校	71	8,900	8,400	12,900	14,300	6,800	8,900	10,100	11,400	12,000	11,900	12,000	11,600	129,200	30,000	99,200
2	新津第二小学校	51	5,600	5,800	6,400	6,600	4,400	6,600	7,400	7,500	7,500	7,100	7,000	6,900	78,800	17,600	61,200
3	新津第三小学校	77	11,100	10,900	14,400	23,600	10,600	21,200	12,200	13,100	12,500	12,800	13,300	12,100	167,800	55,400	112,400
4	結小学校	91	7,900	8,600	11,900	11,500	3,800	9,500	9,300	9,600	9,900	10,300	10,500	9,000	111,800	24,800	87,000
5	荻川小学校	63	7,700	7,500	12,400	20,700	8,400	15,000	9,600	10,200	10,100	10,300	9,000	8,700	129,600	44,100	85,500
6	小合東小学校	30	3,900	3,500	5,900	7,400	2,700	3,800	4,100	3,900	3,800	3,900	3,900	4,200	51,000	13,900	37,100
7	金津小学校	46	4,700	4,600	6,900	14,200	6,500	9,200	6,600	6,800	6,800	6,700	6,200	5,600	84,800	29,900	54,900
8	阿賀小学校	101	11,200	11,600	14,800	13,600	8,400	12,300	13,100	13,500	12,900	13,100	13,600	12,400	150,500	34,300	116,200
9	新関小学校	40	5,000	4,500	7,400	8,000	4,400	4,600	5,400	6,300	7,000	6,800	6,800	6,500	72,700	17,000	55,700
10	小須戸小学校	79	6,100	6,000	9,400	11,600	5,900	6,000	7,100	7,900	8,100	10,300	10,300	8,800	97,500	23,500	74,000
11	矢代田小学校	39	5,600	5,400	10,500	10,000	3,900	5,000	5,800	6,100	6,200	6,000	6,100	5,900	76,500	18,900	57,600
12	新飯田小学校	32	4,200	4,000	5,600	7,500	3,700	3,800	4,200	4,500	4,700	4,400	4,400	4,100	55,100	15,000	40,100
13	茨曾根小学校	32	3,500	3,500	6,100	14,800	12,300	13,300	4,100	3,700	3,500	3,800	3,600	3,700	75,900	40,400	35,500
14	庄瀬小学校	70	7,400	6,300	8,300	9,800	5,900	6,700	8,100	9,600	10,200	10,600	10,900	10,300	104,100	22,400	81,700
15	小林小学校	46	5,600	5,300	5,300	10,500	5,200	5,400	5,900	6,400	6,400	6,400	6,200	6,600	75,200	21,100	54,100
16	白根小学校	93	11,300	10,900	15,400	18,400	12,100	11,000	12,000	13,200	14,200	14,200	12,900	13,100	158,700	41,500	117,200
17	臼井小学校	67	7,800	7,300	12,000	16,100	8,700	8,000	8,600	9,200	9,900	10,100	8,800	7,900	114,400	32,800	81,600
18	大鷲小学校	90	7,800	6,700	8,000	11,900	6,100	6,600	7,400	7,800	9,100	11,600	11,700	9,900	104,600	24,600	80,000
19	根岸小学校	44	5,800	4,900	8,500	19,000	9,500	9,900	6,900	7,500	7,700	7,200	7,100	6,700	100,700	38,400	62,300
20	月潟小学校	134	13,100	13,800	18,200	33,100	20,200	28,400	15,300	15,000	14,200	15,500	14,800	13,800	215,400	81,700	133,700
21	小針小学校	86	11,400	11,400	15,100	25,600	14,000	22,400	12,900	14,000	14,200	14,400	14,500	12,700	182,600	62,000	120,600
22	新通小学校	116	14,200	14,000	18,500	18,900	12,400	16,000	15,900	18,300	18,700	18,800	19,200	17,700	202,600	47,300	155,300
23	木山小学校	47	5,700	5,500	7,400	9,800	4,000	5,600	6,000	6,300	6,300	6,600	7,200	6,200	76,600	19,400	57,200
24	赤塚小学校	47	5,800	6,100	8,600	8,800	3,800	5,900	6,500	6,900	6,900	6,800	7,200	6,200	79,500	18,500	61,000
25	小瀬小学校	33	3,700	3,700	5,100	6,600	3,300	3,800	4,100	4,600	4,700	4,400	4,700	4,200	52,900	13,700	39,200
26	笠木小学校	37	4,000	3,900	5,300	6,900	3,700	4,200	4,700	4,500	4,500	4,100	4,400	4,200	54,400	14,800	39,600
27	青山小学校	66	8,600	8,500	12,800	12,400	6,800	9,200	10,700	11,300	10,600	10,200	10,500	9,300	120,900	28,400	92,500
28	真砂小学校	85	10,400	10,400	15,100	14,600	10,900	14,700	15,100	12,800	12,800	12,900	13,400	11,100	154,200	40,200	114,000
29	五十嵐小学校	101	12,000	12,700	17,400	17,300	7,300	13,600	14,800	15,700	15,300	14,300	15,500	13,800	169,700	38,200	131,500
30	坂井輪小学校	92	12,800	12,500	15,800	26,500	12,500	23,000	14,100	15,200	14,400	14,100	15,700	14,100	190,700	62,000	128,700

【別紙3】 ②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外52校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号	施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
			※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
			平成31年4月	平成31年5月	平成31年6月	平成31年7月	平成31年8月	平成31年9月	平成31年10月	平成31年11月	平成31年12月	平成32年1月	平成32年2月	平成32年3月			
31	坂井東小学校	87	9,200	8,800	12,100	13,700	7,500	9,500	10,400	11,000	10,800	10,600	11,100	9,900	124,600	30,700	93,900
32	西内野小学校	74	10,800	11,200	14,400	26,500	13,500	20,800	12,600	13,700	14,000	13,700	14,200	12,800	178,200	60,800	117,400
33	東青山小学校	80	8,700	8,600	12,900	20,500	8,500	17,700	10,400	11,800	12,200	12,400	13,100	11,300	148,100	46,700	101,400
34	大野小学校	89	12,400	11,500	16,000	17,300	9,200	11,700	14,000	14,600	15,800	14,900	12,900	12,100	162,400	38,200	124,200
35	黒崎南小学校	61	6,900	6,300	8,600	18,400	9,800	11,600	7,400	8,400	8,600	8,500	8,600	8,400	111,500	39,800	71,700
36	山田小学校	69	9,600	10,100	13,900	13,800	10,400	10,800	11,800	11,900	12,400	12,900	13,600	11,900	143,100	35,000	108,100
37	立仏小学校	92	8,100	7,800	11,500	13,600	5,300	8,800	9,500	9,800	9,700	10,000	10,200	9,200	113,500	27,700	85,800
38	岩室小学校	79	7,200	6,700	9,900	10,100	6,300	6,800	7,000	8,300	10,000	10,200	10,300	8,600	101,400	23,200	78,200
39	和納小学校	66	6,000	5,200	7,900	8,000	5,100	5,800	6,400	7,500	8,800	9,200	9,400	8,600	87,900	18,900	69,000
40	曾根小学校	53	6,100	5,900	6,600	7,000	4,400	6,200	7,600	8,700	8,500	7,400	8,000	7,600	84,000	17,600	66,400
41	鎧郷小学校	37	4,800	4,600	7,600	8,200	4,000	4,400	5,100	5,300	5,600	5,400	5,000	5,600	65,600	16,600	49,000
42	升潟小学校	29	3,200	3,500	3,600	9,700	7,700	2,600	3,300	4,000	4,200	3,600	4,700	4,200	54,300	20,000	34,300
43	潟東小学校	50	5,700	5,600	6,100	9,600	4,000	5,900	6,800	7,800	7,300	7,200	7,300	6,900	80,200	19,500	60,700
44	中之口東小学校	31	3,800	4,100	4,600	5,600	4,400	4,500	4,900	4,700	4,900	5,000	5,000	4,500	56,000	14,500	41,500
45	中之口西小学校	56	5,400	5,600	8,400	10,400	5,000	6,000	6,000	6,200	5,800	5,800	6,000	5,700	76,300	21,400	54,900
46	越前小学校	39	4,900	5,200	7,500	19,900	12,600	9,900	5,500	5,200	5,600	5,400	5,300	4,900	91,900	42,400	49,500
47	松野尾小学校	37	4,600	4,500	9,200	9,800	4,000	4,500	5,100	5,400	5,400	5,200	5,600	5,400	68,700	18,300	50,400
48	巻南小学校	63	9,700	9,200	14,100	12,100	5,900	9,600	10,600	10,700	12,100	11,400	11,700	11,000	128,100	27,600	100,500
49	漆山小学校	63	4,600	4,800	7,200	11,200	5,900	5,300	5,500	5,600	5,400	5,300	5,400	5,200	71,400	22,400	49,000
50	巻北小学校	65	8,300	8,700	8,900	17,800	12,900	16,400	9,400	11,500	12,000	11,400	12,000	10,200	139,500	47,100	92,400
51	万代高等学校	185	22,800	21,500	22,500	30,300	25,100	26,900	25,800	27,600	28,900	27,000	23,600	22,100	304,100	82,300	221,800
52	明鏡高等学校	143	19,300	19,600	20,600	22,500	15,500	20,100	21,600	22,200	22,700	25,300	22,600	15,600	247,600	58,100	189,500
53	高志中等教育学校	122	20,300	18,800	19,700	20,600	16,900	20,600	22,800	24,100	22,000	24,700	23,100	23,300	256,900	58,100	198,800
合計		3,676	435,200	426,000	575,200	766,600	432,100	560,000	497,500	528,800	537,800	542,100	540,100	492,300	6,333,700	1,758,700	4,575,000

※1: 上記表のうち10校程度の学校では、平成31年度中に空調工事を行う予定があるため、予定契約電力及び予定使用電力量が大幅に増える可能性があります。

【別紙3】 ③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外49校)

予定契約電力および予定使用電力量

番号	施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
			※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
			平成31年 4月	平成31年 5月	平成31年 6月	平成31年 7月	平成31年 8月	平成31年 9月	平成31年 10月	平成31年 11月	平成31年 12月	平成32年 1月	平成32年 2月	平成32年 3月			
1	松浜中学校	111	12,500	10,900	13,900	27,700	22,000	25,100	15,600	17,900	19,200	19,200	18,700	16,600	219,300	74,800	144,500
2	南浜中学校	46	5,100	5,300	9,000	10,700	8,400	5,200	6,100	6,800	7,200	6,800	7,100	5,500	83,200	24,300	58,900
3	濁川中学校	43	6,900	7,400	9,300	11,000	7,300	7,200	7,400	7,800	8,000	8,200	7,700	7,400	95,600	25,500	70,100
4	葛塚中学校	168	34,700	34,400	35,200	36,400	31,600	34,500	37,200	43,700	51,800	59,100	56,800	44,500	499,900	102,500	397,400
5	木崎中学校	82	9,400	10,000	10,100	10,100	8,400	9,200	10,600	10,900	11,800	11,300	11,300	9,300	122,400	27,700	94,700
6	岡方中学校	62	8,900	8,700	9,200	11,500	9,200	8,000	9,600	8,500	10,800	11,100	9,700	9,900	115,100	28,700	86,400
7	早通中学校	89	13,500	12,900	13,300	13,100	9,000	12,000	13,800	13,200	13,300	12,800	13,300	12,500	152,700	34,100	118,600
8	光晴中学校	118	13,100	14,900	14,400	14,400	11,600	14,000	15,600	15,900	16,600	16,400	15,700	13,500	176,100	40,000	136,100
9	東新潟中学校	121	12,100	12,600	14,800	17,000	13,600	14,000	14,100	14,600	14,900	13,700	13,000	12,300	166,700	44,600	122,100
10	山の下中学校	67	11,400	10,900	12,500	15,800	10,200	10,600	11,800	12,500	14,100	12,700	12,100	10,600	145,200	36,600	108,600
11	大形中学校	67	10,500	10,500	10,900	14,300	8,500	9,700	11,300	11,600	11,800	11,700	11,100	10,600	132,500	32,500	100,000
12	石山中学校	103	11,200	11,200	13,400	16,900	12,900	12,600	12,700	12,600	14,300	15,300	14,200	12,000	159,300	42,400	116,900
13	藤見中学校	75	16,100	14,300	16,500	19,800	14,200	14,400	16,800	18,700	19,700	17,800	16,200	15,200	199,700	48,400	151,300
14	下山中学校	54	10,000	9,700	9,800	13,200	11,800	9,500	10,100	10,200	11,000	11,400	10,900	9,600	127,200	34,500	92,700
15	関屋中学校	73	10,800	11,300	12,100	15,400	11,500	10,300	10,900	10,900	12,000	10,800	10,800	9,900	136,700	37,200	99,500
16	鳥屋野中学校	90	14,400	13,900	16,600	20,700	13,100	14,500	16,000	16,900	17,500	15,800	16,700	14,700	190,800	48,300	142,500
17	白新中学校	73	12,500	12,100	12,300	12,600	10,300	12,700	13,400	14,900	14,400	14,600	14,100	13,000	156,900	35,600	121,300
18	寄居中学校	72	11,400	10,200	14,600	19,600	9,600	10,600	11,400	11,900	13,100	12,100	12,600	11,700	148,800	39,800	109,000
19	新潟柳都中学校	75	12,800	11,100	13,600	15,300	10,200	10,500	14,200	13,700	15,600	15,000	14,300	12,700	159,000	36,000	123,000
20	宮浦中学校	69	12,600	15,200	16,600	18,100	15,700	16,800	17,600	14,400	14,700	14,300	13,900	13,400	183,300	50,600	132,700
21	上山中学校	86	12,500	12,200	15,700	18,300	15,400	16,400	14,200	14,200	15,400	14,600	14,300	12,400	175,600	50,100	125,500
22	山潟中学校	70	10,100	10,100	10,700	15,300	13,300	14,200	13,600	11,000	11,400	10,600	10,600	10,600	141,500	42,800	98,700
23	大江山中学校	59	8,000	7,300	8,100	12,300	7,400	6,600	7,700	8,300	9,500	7,500	8,100	7,800	98,600	26,300	72,300
24	曾野木中学校	63	7,800	8,400	8,700	12,700	6,600	7,600	8,500	8,500	9,000	9,000	8,500	7,400	102,700	26,900	75,800
25	両川中学校	40	5,100	5,000	5,000	5,400	4,000	4,700	5,200	5,700	6,100	6,000	5,700	5,200	63,100	14,100	49,000
26	横越中学校	88	13,500	13,300	14,000	14,000	10,500	13,300	14,100	14,500	14,600	14,300	14,300	12,400	162,800	37,800	125,000
27	亀田西中学校	60	8,900	8,700	11,100	15,800	12,500	10,900	10,100	10,700	11,900	10,400	10,100	9,000	130,100	39,200	90,900
28	新津第一中学校	68	11,400	10,800	11,700	12,200	8,300	9,800	12,100	11,900	13,300	12,800	12,200	11,000	137,500	30,300	107,200
29	新津第二中学校	77	11,800	12,600	12,400	13,000	8,400	12,000	13,200	12,800	14,300	14,000	13,200	12,200	149,900	33,400	116,500

【別紙3】 ③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外49校)

予定契約電力および予定使用電力量

番号	施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
			※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
			平成31年 4月	平成31年 5月	平成31年 6月	平成31年 7月	平成31年 8月	平成31年 9月	平成31年 10月	平成31年 11月	平成31年 12月	平成32年 1月	平成32年 2月	平成32年 3月			
30	新津第五中学校	79	10,000	10,000	10,400	10,500	8,800	8,800	11,100	11,300	12,000	10,500	12,000	10,000	125,400	28,100	97,300
31	金津中学校	54	8,200	8,400	7,800	9,000	6,700	7,100	8,300	8,200	8,800	8,100	8,300	8,300	97,200	22,800	74,400
32	小須戸中学校	47	5,500	5,300	5,500	5,500	4,000	5,000	6,400	7,200	8,100	7,900	6,700	6,300	73,400	14,500	58,900
33	白南中学校	73	8,200	7,900	8,500	10,600	8,500	7,800	8,700	9,100	11,400	10,100	9,500	8,800	109,100	26,900	82,200
34	白根第一中学校	57	10,400	10,200	12,700	15,800	10,200	9,400	11,300	11,200	12,000	11,300	10,400	10,800	135,700	35,400	100,300
35	臼井中学校	37	4,800	4,700	4,700	5,100	4,400	4,300	5,400	5,400	5,900	6,300	6,200	5,500	62,700	13,800	48,900
36	白根北中学校	72	13,200	12,600	12,400	16,500	11,500	11,600	13,400	14,200	14,900	13,700	13,000	13,400	160,400	39,600	120,800
37	味方中学校	94	6,000	5,900	6,100	10,800	7,700	6,400	6,600	6,300	6,600	6,200	6,300	6,500	81,400	24,900	56,500
38	坂井輪中学校	72	10,200	9,900	11,800	11,500	8,100	10,300	10,800	12,200	12,700	10,800	11,400	9,600	129,300	29,900	99,400
39	内野中学校	71	10,700	10,400	11,700	16,100	13,600	14,500	14,100	11,800	13,300	12,500	12,300	12,100	153,100	44,200	108,900
40	赤塚中学校	53	8,000	8,000	8,700	9,100	7,000	8,200	8,900	8,600	9,800	8,800	9,200	8,600	102,900	24,300	78,600
41	中野小屋中学校	30	5,000	5,200	6,900	6,700	4,700	5,100	5,600	5,500	5,600	5,300	5,200	5,500	66,300	16,500	49,800
42	小針中学校	96	15,200	16,000	16,300	17,300	13,400	16,500	16,500	16,900	18,000	16,000	16,700	14,800	193,600	47,200	146,400
43	五十嵐中学校	87	11,200	12,500	12,600	12,600	9,400	11,100	12,600	12,800	14,500	12,400	13,500	11,000	146,200	33,100	113,100
44	小新中学校	60	10,300	10,400	10,900	14,500	8,700	10,000	11,400	11,900	12,900	12,100	11,000	11,200	135,300	33,200	102,100
45	黒崎中学校	78	11,700	10,400	12,800	15,100	7,600	10,700	11,400	13,000	14,200	13,100	13,100	11,300	144,400	33,400	111,000
46	岩室中学校	53	6,700	6,300	6,700	7,100	6,300	5,700	7,300	6,800	7,900	7,300	7,000	6,300	81,400	19,100	62,300
47	西川中学校	88	13,800	12,600	14,900	30,000	15,200	12,900	15,400	13,800	16,100	14,000	14,600	14,600	187,900	58,100	129,800
48	中之口中学校	44	8,700	7,300	7,900	7,300	6,300	7,100	8,900	9,500	10,500	9,100	8,600	8,000	99,200	20,700	78,500
49	巻東中学校	71	13,200	12,500	12,100	14,400	10,300	11,800	14,300	15,200	17,900	16,200	14,700	12,500	165,100	36,500	128,600
50	巻西中学校	70	13,500	12,900	13,300	18,100	11,600	11,900	13,500	13,900	16,500	15,400	13,900	15,100	169,600	41,600	128,000
合計		3,655	543,500	535,300	590,200	716,200	519,500	553,100	596,800	610,000	666,900	636,400	620,800	563,100	7,151,800	1,788,800	5,363,000

※1: 上記表のうち、平成31年度中に空調工事を行うことで、予定契約電力及び予定使用電力量が大幅に増える可能性のある学校があります。

電力供給契約書（案）

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、「(番号)新潟市立学校で使用する電力の供給（〇〇学校外〇〇校）」について次のとおり契約を締結する。

- 1 契約件名 (番号)新潟市立学校で使用する電力の供給（〇〇学校 外〇〇校）
- 2 契約期間 平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで
- 3 供給場所 別表のとおり
- 4 供給内容 別紙仕様書のとおり

5 契約単価	基本料金単価（円／kW）	円
	夏季電力量料金単価（円／kWh）	円
	その他季電力量料金単価（円／kWh）	円

※上記において、「夏季」とは7月1日から9月30日までの期間、「その他季」は夏季以外の期間とする。

※上記の各単価には、消費税及び地方消費税を含む。

- 6 契約保証金 新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。
- 7 特約条項 別紙「電力供給契約条項」のとおり
- 8 その他 別紙仕様書のとおり

この契約を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市
代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙 住所
氏名 印

電力供給契約条項

(目的)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、甲に対して甲が指定する施設で使用する電力を安定的に供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約保証金)

第2条 新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

(権利義務の譲渡の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

(使用電力量の増減)

第4条 甲の使用電力量は、仕様書に掲げる予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第5条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第6条 乙は原則として毎月1日に使用電力量を算定し、速やかに甲に報告して甲の指定する職員等の検査を受けなければならない。

(電気料金の算定)

第7条 電気の使用に対する代金(以下「電気料金」とする。)の算定は、一月(前月の計量から当月の計量までの期間をいう。)の使用電力量により行うものとする。

(電気料金の支払)

第8条 乙は、第6条に定められた検査に合格後、速やかに適法な請求書をもって各月毎に料金を請求することができる。

2 前項の電気料金は、第5条に定める契約電力に契約書に定めた契約単価を乗じて得た額(ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た額とする。)と当該月における使用電力量に契約書に定めた契約単価を乗じて得た額(ただし、燃料費調整を行う場合は、燃料費調整額を加え、又は差し引いて得た額とする。)に割引を合算した額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする。)とする。

3 甲は、第1項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に電気料金を乙に支払うものとする。ただし、支払日による早収・遅収等の定めがある場合は、乙が定める電気供給条件等に基づき協議のうえ決定する。

(契約の変更)

第9条 この契約を締結した後において、経済事情の変化等により本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合は、甲乙協議のうえ、本契約の一部または全部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要がある時は、書面により定めるものとする。

(燃料費調整額等)

第10条 燃料費調整額は、当該区域の一般電気事業者が一般需要家に適用する燃料費調整単価(消費税および地方消費税を含むものとする。)に、当該月における使用電力量を乗じて算出を行うものとする。

2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金についても、当該区域の一般電気事業者が一般需要家に適用する単価をもって算出するものとする。

(損害賠償の負担)

- 第11条 乙は、自己の責により電力供給の停止等のため甲に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。
- 2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において、甲が当該第三者に損害賠償の請求をする時は、乙は、甲に協力するものとする。
- 3 第1項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(乙の責による契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 契約の締結又は履行について、不正があった場合
- (2) 天災、その他の不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めた場合
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合
- (4) 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合
- (6) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合
- (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (10) 乙がこの契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第7号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる場合
- (11) 乙がこの契約に関して第7号から第10号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (12) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

(談合その他不正行為による解除)

- 第13条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令又は独占禁止法第66条第4項の審決をした場合（独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起された場合を除く。）
- (2) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により前号の審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

(解除に伴う措置)

第14条 甲が第12条第1項及び第13条第1項の規定により契約を解除した場合、乙は当該契約の解除があった日から契約期間の満了日までの期間に対応する予定数量を基にして、第8条第2項の規定により計算して得た額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第15条 乙は、この契約に関して第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額(入札告示において示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額)の100分の20に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。この業務が完了した後も同様とする。

(1) 第13条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第13条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(契約義務の未履行による損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(天災による履行不能)

第17条 天災その他不可抗力によって業務上の損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者としての注意義務を怠らなかつたと認められるときは、甲はその損害の全部又は一部を負担するものとする。その負担額は、甲乙協議の上定める。

(危険負担)

第18条 業務を開始する前に生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(秘密の厳守)

第19条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による業務を履行するための個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。)がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び新潟市個人情報保護条例(平成13年新潟市条例第4号)を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(費用の負担)

第21条 この契約の締結に要する一切の費用は乙の負担とする。

(法令の遵守)

第22条 この契約の履行に関して、甲乙は関係法令を遵守するものとする。なお、乙は関係監督機関から処分又は指導等を受けた場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第23条 乙は、この契約の履行に当たり暴力団又は暴力団員から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 この契約にかかる訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第25条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。